

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

（１）提言とりまとめ以降の状況

- 1/17：第 16 回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：運営会議
- 1/24：第 17 回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29：第 21 回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 2/24：第 18 回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 2/24：第 1 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/ 8：第 1 回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/ 8：第 1 回利水部会：〃
- 3/ 8：第 1 回環境・利用部会：〃
- 3/10：運営会議
- *3/27：第 2 回利水部会：説明資料に関する意見交換
- *3/27：第 2 回治水部会：〃
- *3/27：第 2 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- *3/27：第 2 回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- *3/27：第 19 回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- *4/10：第 3 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- *4/10：第 3 回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- *4/11：第 3 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見

交換

＊4/14：第4回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

＊4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）

4/18：第4回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換

4/18：運営会議

4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明

（＊は3頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

（２）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

（３）委員の追加、退任について

2/1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27：本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学（委員退任に伴う補充のため）を専門とする委員1名と行政法（補強のため）を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

（４）今後の予定

<委員会>

5/16：第21回委員会

注：6/20：第22回委員会

注：7/12：第23回委員会

注：第22、23回委員会の開催日が当初予定から変更となっています。

第22回委員会（6/27→6/20）、第23回委員会（7/15→7/12）。

<部会>直近の部会のみ記載

5/19：琵琶湖部会（予定）

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

第 19 回委員会（2003. 3. 27 開催）結果概要（暫定版）	4
--	---

< 環境・利用部会 >

▲第 2 回部会（2003. 3. 27 開催）結果報告	8
*第 3 回部会（2003. 4. 10 開催）結果報告	9

< 治水部会 >

▲第 2 回部会（2003. 3. 27 開催）結果報告	11
*第 3 回部会（2003. 4. 10 開催）結果報告	12
*第 4 回部会（2003. 4. 14 開催）結果報告	13

< 利水部会 >

第 2 回部会（2003. 3. 27 開催）結果概要（暫定版）	14
*第 3 回部会（2003. 4. 14 開催）結果報告	18

< 住民参加部会 >

▲第 2 回部会（2003. 3. 27 開催）結果報告	19
*第 3 回部会（2003. 4. 11 開催）結果報告	20

注：*印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

▲印のものは、テーマ別部会資料にて既に結果概要を掲載しましたので、
ご参考のため、結果報告を掲載しています。

淀川水系流域委員会 第19回委員会 結果概要（暫定版）

03.4.18 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 18：10～19：40

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール 1

参加者数：委員 41 名、オブザーバー1 名、河川管理者 18 名、一般傍聴者 113 名

1 決定事項

- ・寺西俊一氏（環境経済学）、田村悦一氏（行政法）の委員追加、有馬委員の住民参加部会への所属、長田委員からの「諸事情により委員を辞任したい」旨の申し出がそれぞれ承認された。
- ・4月21日の第20回委員会において、テーマ別部会からとりまとめを報告頂く予定だったが、同委員会でダムの見直し等を含めた資料の提示が予定されているため、テーマ別部会は4月21日以降も引き続き、2、3回（1、2ヶ月）開催する。

2 審議の概要

①委員追加等の承認

資料4に基づいて、委員追加等の承認が行われ、決定事項の通りとなった。

②第18回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会や各部会の活動状況の報告が庶務より行われた。

③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

テーマ別部長より本日の部会での議論内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。各部会からの報告、主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

3 主な意見交換

①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

テーマ別部長より本日の部会での議論内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。

<テーマ別部会からの報告>

・利水部会

水需要管理の具体化に重点を置いて意見交換を行った。水需要管理のスタンスとして、淀川流域の水需要は抑制すべきその目標は設定可能か、環境流量、水需要管理の実施主体と河川管理者としてできること、水需要の精査・確認の中味等について意見交換が行われた。

・治水部会

治水の理念転換に関して、委員と河川管理者で意見交換が行われた。主な意見として、超過洪水の概要についての意見や、従来は治水に影響がない範囲で環境を配慮してきたが、今後は、環境と治水を同時に満足させることが重要、地域特性に応じた治水安全度の確保については地域の状況等を考慮して検討していく必要がある等の意見が出された。また、理念については委員会と河川管理者とがほぼ同じ考えに立っていることが確認された。

・住民参加部会

計画策定、推進に関する説明資料の内容について、意見交換が行われた。主な意見として、河川レンジャーの目的の検討や誤解を生まないような名称、その活動拠点となる流域センターがうまく機能するような拠点づくりを行うべき等の意見が出された。その後、住民参加に関する提言作成についての意見交換が行われた。

・環境・利用部会

環境利用部会では、自然環境、水質、利用の3つの班に分かれて検討を行いその結果を持ち寄って全体として意見交換を行った。各班ではリーダーが示した説明資料の論点に基づいて、意見交換が行われた。各班とも理念転換などの面で提言と説明資料に齟齬はないかとの観点から議論がすすめられた。自然環境班では、人間は川が川をつくる手助けをするという視点が欠けている等の意見が、水質班では河川管理者独自の水質基準が望まれる等の意見が、利用班では「河川利用委員会（仮称）」のあり方等の意見が出された。

<水需要管理、他との連携に関する主な意見>

- ・利水部会では、水需要量について何らかのデータを提出してもらうよう要望することだが、どのような形で提出してもらうのか。単なる資料提出の場合、信頼性の高いデータが収集できるか疑問である。しかし、実際に計測するとなれば、費用の問題も出てくるだろう。

→工業用水の内訳や転用については、すでに資料を提出頂いており、今後、農業用水や上水道の水利権量と取水量に関して、現状把握されているデータを用意して頂けると思っている。上水道や地下水の使用量については、期別で河川の縦断方向に整理された資料など、今把握されているか、収集可能なデータをできる範囲内で早く提出して頂くようお願いしている。（利水部会長）

→特に、各ダムにおける水需要の精査・確認をできるだけ早い段階に行って頂き、その内容をきちんと検討しなければならないと考えている。

- ・農業用水路には、様々な生物が生存しており、地域用水として住民に親しまれている。現在、非かんがい期には水量をカットせざるを得ない状況にあるが、河川水に余裕がある場

合には、地域用水や環境用水を配慮した水の配分について、部会で検討して頂きたい。

→地域用水を水需要管理の中でどこまで扱うことができるのか、これから具体的に議論をしていかなければならないことだと思っている。(利水部会長)

- ・水需要管理の考え方や方向性は非常によくまとめられているが、実際に具体化していく場合には、河川管理者の権限外の分野にまで範囲が及ぶだろう。農業用水や工業用水など、従来のやり方の延長線では扱うことの難しい分野をどう具体化していくのか、利水部会での議論を教えて頂きたい。

→利水部会では、国土交通省だけではできないことも含めて議論しておくべきだというスタンスで審議を進めている。特に、水需要管理の主体は誰なのかといった問題については、国と自治体で連携して進めていくことが重要であり、これまで水の供給管理を行ってきた河川管理者はコーディネーターの役割を担っていくべきだといった議論が行われた。(利水部会長)

→水需要の精査・確認や工業用水の用途間転用の調整は河川管理者が行えることだが、水需要の抑制を直接行うことは難しい。このため、説明資料(第1稿)では、「渇水調整会議を、水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」を行うとしている。(河川管理者)

→水質についても流域全体で対応していかなければならないことだが、現在の河川管理者の権限は河川の中だけに限られており、対応には限界があるため、自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)を設立して、水質問題に取り組んでいく。(河川管理者)

→水需要管理を直接的に実施していくのは、水道事業者や農業水利団体だろう。しかし、例えば、十分な水利権が確保されている場合には、上水道を供給している公営企業には水需要を抑制する経済的なインセンティブは働かない。特に、十分な水利権が確保されている淀川下流域では、上水道事業者が水需要を抑制することはないだろう。こういった実態の中で、河川管理者は一步踏み込んで考えるべき。もっとできることはあると思う。

- ・統合的な流域管理において、河川管理者の権限外の問題をどう扱うべきか、委員会からも具体的に提言すべきだ。方向としては2つあり、関係省庁間の協定や覚書などの形で進める場合と住民をクッションにして進める場合がある。現行法の枠内でできることはたくさんある。

<水質に関する主な意見>

- ・提言にある総合的な流域の水質管理のシステムを作る際に、総負荷量を管理するという考え方は非常に大事だが、減らすための政策手段(例えば、汚染負荷金をとる等の経済的仕掛け)を考える必要がある。

<今後の進め方に関する主な意見>

- ・今日の部会では特に提言の理念と説明資料(第1稿)の関係について議論され、「不足している」という意見も出たが、河川管理者はどのように受け取られたのか。

→今日の議論では、「不足している」「違っている」「まだ議論に入れない」などの指摘があった。それに対して、「ここに示しています」「今後、修正を検討します」などの返答をした。利水については、まず既存のデータの提示をして議論頂くことになる。対応は指摘の内容によって異なると思っている。(河川管理者)

- ・前回の委員会で提出されている宇治川の工事に関連した質問について、河川管理者より十

分な回答を頂いていない。工事の経緯や現状について説明いただきたい。

→工事の経緯や現状については、今は時間がないため、後ほど直接説明させて頂きたい。

他にも質問のある委員がいれば、言ってほしい。(河川管理者)

- ・委員会として、説明資料(第1稿)だけではなく、具体的な整備内容シート(第1稿)についても意見を言うのか。各部会でバラバラになっているため、あらかじめ合意しておいた方がよいのではないか。

→今後の委員会では、説明資料(第1稿)の内容だけではなく、具体的な整備内容シート(第1稿)も用いて議論してはどうか。

→部会の判断に任せたい。(委員長)

- ・提言の内容、論点、説明資料(第1稿)の内容が整理された資料であれば、議論がしやすくなるのではないか。

<整備計画で使用される用語について>

- ・この計画を世間に出していく時には、研究者的な言葉や行政管理的な言葉ではなく、子どもたちにもわかるくらいの言葉を使うべきだ。例えば、「水需要管理」は「水の節約社会づくり」に、「洪水被害ポテンシャルの低減化」は「洪水に強い地域社会づくり」にするといった工夫が必要だ。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があった。

- ・現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 2 回環境・利用部会（2003.3.27 開催）結果報告	2003. 4. 3 庶務発信
開催日時：2003 年 3 月 27 日（木） 15：30～17：45 場 所：国立京都国際会館 1 階 アネックスホール 2（自然環境班、全体会議）/ 2 階 R o o m B－1（水質班）/2 階 R o o m B－2（利用班） 参加者数：委員 23 名、他部会委員 7 名、オブザーバー 1 名、河川管理者 17 名、一般傍聴者 106 名	
1 決定事項 ・自然環境班および利用班では、次回部会にむけて、整備計画に書かなければならないことや説明資料の修正等についての意見を提出する。 2 審議の概要 ① 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換 部会の前半で自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて審議が行われ、その後全体で審議が行われた。 ＜検討班に分かれての審議＞ 各班で資料 2-1「説明資料（第 1 稿）検討の論点について」をもとにリーダーより本日の論点についての説明が行われた後、意見交換が行われた。班毎の審議の内容は以下の通り。 ・自然環境班 「提言の内容が説明資料（第 1 稿）に反映されているかどうか」という点に関して、意見交換が行われた。「様々な主体が協働して取り組む理念が欠けている」、「生態系の構成要素と機能についての認識が不足している」、「河川環境の修復ではなく保全・回復が重要」等の意見が出された。 ・水質班 「水質のモニタリングと管理を充実させるシステムづくりをしてほしい」、「生態系をベースにした管理のあり方を考えるべき」「河川管理者ができる範囲を考えておくべき」「上流から下流まで一体で考えるべき」「安全性を確保できる対応が必要」「住民レベルの情報をうまく吸収できるシステムが必要」「河川管理者としての独自の水質管理基準を設けてはどうか」等の意見が出された。 ・利用班 説明資料（第 1 稿）にある河川利用委員会や水面協議会の枠組みや舟運について主に議論され、「河川環境保全の視点に基づくガイドラインが必要」といった意見が出された。舟運については次回の検討会で河川管理者よりその考え方を説明したいとの提案があった。 ＜全体での審議＞ 各検討班のリーダーより各班での検討内容について報告が行われ、その後その内容についての意見交換が行われた。また、班別で検討する体制について、意見の整合性をとる必要がある等の意見が出た。 ② 一般傍聴者からの意見聴取（全体会議にて実施） 一般傍聴者 1 名より「自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行っていく」との発言があった。 3 その他 ・第 3 回環境・利用部会を 4 月 10 日（木）13：30-16：30、第 4 回環境・利用部会を 4 月 17 日（木）13：30-16：30 に開催する。 以上	

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 3 回環境・利用部会（2003.4.10 開催）結果報告	2003. 4. 16 庶務発信
開催日時：2003 年 4 月 10 日（木） 13：30～16：35 場 所：大津プリンスホテル 2 階 コンベンションホール 淡海 7・8（全体会議・水質班） ／淡海 9（利用班）／淡海 10（自然環境班） 参加者数：委員 20 名、他部会委員 3 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 157 名	
1 決定事項 第 4 回部会（4/17）は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。 2 審議の概要 ①今後の進め方について（全体会議） 部会長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。 ○部会長からの説明内容 各検討班で個々の具体策についても審議に入る。今後のスケジュールとして、次回部会（4/17）は全体会議とし、検討班間で相互に関連する問題等につき議論する。第 20 回委員会（4/21）では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。その後 2 回程度部会を開催し、第 20 回委員会にて提示される予定のダムに関する資料内容も踏まえてテーマ別部会の報告をとりまとめる。 ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換（検討班別） 自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて資料 2-2「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の審議の内容は以下の通り。 ○自然環境班 ・川が川をつくる理念について：「ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間の必要性」「『川が川をつくっている』地区の保存の重要性」「最後の仕上げを川に任せる整備方法」「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発としての森林保全」「普通種保全のための改善策が必要」「多自然型川づくりの反省」「ダムの放流による流況変動で川のダイナミクスを取り戻せないか」 ・提言が目標としている「1960 年代前半」とは？：「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」「モニタリングとフィードバックによる順応的な対応」「モニタリングの技術開発と効果検証」 ・具体的な整備内容について：「住民参加など仕組みが計画内容に反映されていないのではないか」「十分なモニタリングのためのスケジュールを明示すべき」 ○水質班 ・新たな水質管理・監視について：「施設整備から河川管理へ転換の可能性について」「河川管理者のリーダーシップによる水質マネジメントの実施」「モニタリングの実施と展開および人材育成の必要性」「浄化対策とその B/C」「水供給と水の質」「水質調査の現状」 ・水質改善のためのシステムづくり：「水質の統合管理システム構築」「他の主体との連携、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の機能」「住民の水質に対するオーナーシップ意識の醸成」	

- ・水質目標の設定について：「水質を幅広く捉えるべき」「河川で保持すべき独自の水質目標の設定」

その他、環境のためのコスト負担等について河川管理者と意見交換が行われた。

○利用班

- ・説明資料（第 1 稿）の舟運に関する部分について河川管理者より説明が行われ、委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。
- ・河川環境の保全と両立した河川利用のあり方について、「高水敷の利用（自治体や住民との連携、調整、河川利用のあり方、河川利用委員会）」、「漁業」、「水域利用」、「水陸移行帯（名称、合意形成等）」、「堤外民地・不法占拠」等の論点について委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。

③一般傍聴者からの意見聴取（検討班別）

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者 1 名より「水質調査における DO と深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者 1 名より「高水敷のグランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様には会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回治水部会（2003.3.27開催）結果報告

2003.4.3 庶務発信

開催日時：2003年3月27日（木） 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 R o o m B-1

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者80名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに、提言に記された新たな理念を河川管理者がどう評価しているか等について、委員と河川管理者の議論を中心に進められた。

主に下記事項について意見交換が行われ、「理念については委員会と河川管理者はほぼ同じ考えに立っている」との認識となった。

＜「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「提言の考えに沿って、どのような大洪水に対しても壊滅的な被害を回避することを大目標と考え、現在ある堤防の強化が最優先事項と考えている。これまでのように目標規模を決めるのではない考え方をしている。」等
- ・委員からの意見「対策や堤防強化の考え方（優先順位など）が分かるよう記述すべき」「堤内地でのソフト対策など流域での対応についてもっと充実させるべき」等

＜「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「治水の項目ではなく、河川環境の項目に内容を記している」「各河川の各箇所、環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい」等
- ・委員からの意見「環境と治水を同等で考える、という理念を記述すべき」「自然環境の保全・回復をめざした場合、治水安全度に影響するケースもあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある」等

＜「地域特性を考慮した治水」をどう評価するか＞

- ・河川管理者の説明「壊滅的な被害の回避を大方針として、必要な場所では浸水被害の低減を並行する」「浸水被害の低減に関しては地域ごとに既往最大など目標を考えて記述している」等
- ・委員からの意見「壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを明確に示すべき」「目標は一律には定められないので、地域ごとに地元の意見も考慮しながら考える必要があるのではないか」等

※審議の進め方等について部会長から下記発言があった。

- ・ダムについては、どのような方法、位置づけで審議するかを検討した上で行いたい。
- ・次回の部会は、議論の内容や進め方をあらかじめ決めて行いたい。河川管理者にも事前に伝えて、準備頂きたい。
- ・会議資料について、議論しやすい資料構成にできるよう、庶務と相談する

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者からの発言はなかった。

3 今後の予定

- ・第3回治水部会は4月10日（木）9:30～12:30、第4回治水部会は4月14日（月）9:30～12:30に開催する。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第3回治水部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.15 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 9:30～12:20

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海 9

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者22名、一般傍聴者63名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、第19回委員会（3/27）の報告などが行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）における治水・防災の説明資料」を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。その後、休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

○堤防強化の考え方

- ・全ての区間がスーパー堤防となることが本当に良いのか（恒久的＝スーパー堤防、応急的＝既存堤防強化という考え方はおかしいのでは）
- ・「スーパー堤防が無理なところは全て応急的堤防強化で対策していく」ことは、「堤防には頼らない治水を進める」としている提言の理念と矛盾しているのでは
- ・既存堤防の強化として具体的な内容、新しい技術開発に向けた予定
- ・堤防強化の緊急対策区間の決め方と強化策（堤防の現状をきちんと把握し、それに基づいて合理的な方策を進めるべきでは）
- ・緊急対策区間の決定について住民の関わり

○被害ポテンシャル低減対策方策協議会のイメージ

○情報提供、伝達方法

- ・夜間の情報提供（夜間と昼間の場合では考えておく情報伝達の方法が異なるのでは）
- ・緊急対策区間周辺とその他の地域では情報提供やシステム整備も変わってくるのでは

○狭窄部（「当面開削しないが既往最大規模の降雨の被害の解消を図る」は非常に難しいのでは。方策として挙げられている既存ダムの「治水機能強化」の意味）

※次回部会の内容等について部会長から下記説明があった。

- ・本日の質問で回答を次に回したもの（樹林帯を残すなど環境を考慮した際の堤防の考え方、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減策としての瀬田川流下能力向上、天ヶ瀬ダム放流能力向上、塔の島地区等の宇治川改修等）への回答を河川管理者から頂く。
- ・治水におけるダムの役割について河川管理者から説明頂き、意見交換を行う。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「ダム建設については、費用負担の実状等も一般に情報公開すべき」「地域の協議会では新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい」等の意見が出された。

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 4 回治水部会（2003.4.14 開催）結果報告	2003. 4. 21 庶務発信
開催日時：2003 年 4 月 14 日（月） 9：30～12：30 場 所：大阪ガーデンパレス 2 階 松の間 参加者数：委員 11 名、他部会委員 1 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 145 名	
1 決定事項：特になし 2 審議の概要 ①委員会、他部会の状況報告 資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに報告が行われた。 ②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換 河川管理者より資料 2-3-1「ダムに関する説明資料」、2-3-2-1「宇治川塔の島地区改修計画説明資料」、2-3-2-2「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」を用いて説明が行われた。その後休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。 ○瀬田川洗堰操作規則の考え方 ・操作規則は河川法の改正以前に合意されたもの。改正河川法と当流域委員会からの提言をうけて、再検討されるべき。 ・合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。（河川管理者） ・整備計画には、今後の検討の方向性なども明確に記すべき。 等 ○宇治川塔の島地区改修計画について ○ダムについて ＜治水の理念転換を受けたダムのあり方＞ ・提言を受けて、治水面で従来の考え方からどう変わったのかを説明頂きたかった。（部会長） ・我々は、提言に記されている治水の理念転換、ダムのあり方に沿った考え方でダムについて考えており、次の委員会ではそのような観点から説明したい。具体的には、従来のような、「下流のある地点で何 t/s の流量をカットするために上流のダムを位置づける」という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。（河川管理者） 等 ＜ダムの検討、説明にあたっての留意点＞ ・ダムの必要性を説明する際には、タイムスケールを考えた対策の違いを踏まえた説明とすべき。 ・ダムについては、様々な代替案の検討、リスクマネジメントの面からの検討、水需要管理の立場からの検討、ダム周辺の自然環境面も含めた検討等を行って頂きたい。 ・次回の委員会で我々が提示するダムの資料、説明について「不足している」という場合には流域委員会からの要請に応じて、それ以降に追加の説明や資料提出を行う。「これで議論を打ち切って下さい」とは一切言わないので、部会や委員会で議論をし尽くして頂きたい。（河川管理者） 等 ③一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者 3 名から「洗堰操作規則の見直しは計画中のダムで対応すればこれまでの上下流の合意に抵触しないのでは」「日吉ダムでは貯水率何％まで放流しているのか」「青野ダムの魚道について建設後に住民等に意見を聴くやり方は疑問」「ダムについて建設費用の負担方法等、財政面も一般に説明してほしい」等の意見が出された。	

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回 利水部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.4.14 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 9：30～11：30

場 所：国立京都国際会館 2階 RoomB-1

参加者数：委員9名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者53名

1 決定事項

- ・第3回利水部会を4月8日（火）10:00～13:00に、第4回利水部会を4月14日（月）13:30～16:30に開催する。

2 審議の概要

①河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会長より、資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」について説明があり、「説明資料（第1稿）」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

3 主な意見

①河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

○部会長からの説明

池淵部会長から資料2-1の16,17ページをもとに水需要管理の具体化について、論点について説明が行われた。

○主な意見

<議論の進め方、利水部会の論点について>

- ・「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。河川管理者からの説明資料（第1稿）についてポイントを決めて議論していけばよい。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画（フルプラン）を委員会としてどう扱っていくかだと思う。
- ・提言の内容について議論するのではなく、河川管理者が出してきた河川整備計画原案が提言の内容に沿っているかどうかを検討すべきである。水需要管理の意味の捉え方については、委員間ではなく、委員と河川管理者で議論すべきだ。
- ・「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だと思う。その時に、データを全て挙げて議論するのは困難だと思う。一番重要なのは、部会

としての判断、考え方を示すことではないか。

- ・ 需要管理のスタートとして、まず需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、同じデータをもとに議論しても意見が分かれるダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 具体的なデータに基づいて議論すべき。水需要の実態や地域格差などが把握できる。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべきではないか。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

<水需要管理の捉え方について>

- ・ 提言では、「水需要管理」は、新しい理念であり、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言したのである。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、上水や下水の受益者負担なども含めて流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべきである。

<水需要の抑制策>

- ・ 水需要管理を進めるには、水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要である。フランスでは流域の中で、水の使用や汚水の排出に対する負担を課して、対策を進めている。このような新たな枠組みにより、水需要管理は実現できるため、このようなことが現在の法律のもとで実現可能かを検討すべきである。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。
 - 淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能である。やはり、河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。そうすれば、節水方向に向かう料金制度の導入も可能となるだろう。その点で、水需要管理において河川管理者が新しい扉を開く鍵を持っていると思う。
 - 工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金については、現在でも逓増料金制をとっている。(河川管理者)
- ・ 水道料金となると他省庁の管轄になるが、そこまで踏み込むのかどうかの問題である。

<水需要管理の目標>

- ・ 水需要管理の目標について、提言を受けて考えた場合には「現在の状況よりははるかに下げるべき」である。
- ・ 淀川水系において、「今以上の水供給を増やせない」というスタンスでは甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが、提言の立場からすると妥当ではないか。利水部会ではそこをはっきり決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、需要をどこまで抑制するのか議論する必要がある。“福岡並に減らす”のか“今以上増やさないのか”“これ以上新規のダムは造らない”等。そのような目標を委員会で決めるのか、説明資料にある水需要管理協議会で定めるのか、など決め方についても検討する必要がある。

<水需要管理の精査・確認>

- ・ 河川管理者にお尋ねしたい。水需要の精査・確認の進展状況はどうか。また、精査確認された際、これまで流域委員会に対してNPOなどが独自に調査された結果を出されているが、そのような意見に対して精査の結果を踏まえて反論をされるのか。

→答えになるかどうかかわからないが、水利用に関する我々の考え方の基本として、まずは、需要をなるべく押さえることであり、次に既存施設の有効利用がある。具体的な整備内容シートには、(1) 水需要の精査・確認、(2) 水利権の見直しと用途間転用を記載している。水需要を抑制することは、需要の精査・確認であり、平常時からの節水である。水需要の精査・確認には、川に関わる部分とそうでない部分の2つの意味がある。河川管理者としては、川に関わる部分、つまり川からの取水量を減らすという意味における一義的な水需要の精査・確認なら4月中をめどに提出できるものと考えている。既存の施設の有効利用とは、水需要に関わりなく川から取水した水を有効活用するという意味である。用途間転用については、まず工業用水の精査・確認を進める。ただ、工業用水についても水利権者との調整が必要である。

→水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。以前、阪神水道企業団に水需要の予測の出し方について説明を受けたが、算出方法に不信を感じた。そのような利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。

→その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。水利権を付与する段階では河川管理者として可能であるが、水道法に基づき議会の承認も得た水道計画に対して、流域委員会も含めて疑問を投げかけるなどの状況を醸成することは可能であるが、拒否する権限はない。ご指摘の点を全く行わないというのではないが、障壁があり苦悩している。(河川管理者)

→整備内容説明シートには、「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とははっきり書かれている。精査・確認とは、その乖離を解明することだ。いまのような姿勢だと解明できないのではないか。欧州では、利水者や自治体、住民等の長い葛藤の結果、合理的なシステムとして定着したリバーオーソリティというシステムにより川や水の管理を行っているが、日本の河川管理者にもそうなってもらいたい。姿勢を見せてほしい。

→水利権量と実水量に乖離が生じていることの、まさにその具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)

→河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者なのであり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。

→水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたいと思っている。(河川管理者)

- ・ 問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのかに関して、今でもやれることを整備計画に書くのか、書かないのか、また、このような問題はしばらく議論に時間がかかるが、自分たちはこういう風にやるのか、といった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・ 今、淀川流域で求められているのは、これまでの人間だけの都合による水利用を反省する

ことである。琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需用がどれだけあっているか、等を考えることが重要である。

<環境流量について>

- ・ 環境流量についても、これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす、という話ができるのでは。環境・利用部会から、この場所でこれだけ環境容量が不足しているといった点が上がってくれば議論ができるので、そういった連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかりと議論しておかねばならない。

<その他>

- ・ 水需要管理について河川管理者は、できない問題についてもどういう方向で考えるかを必ず計画に記してほしい。
- ・ 河川管理者から、本日、具体的な整備内容シートを頂いているが、これをもとに検討するのはどうか。

<まとめ>

- ・ 本日の議論をまとめると、水需要管理のスタンスの問題として、河川からの取水量を減らすという捉え方と、河川に必要な水量として環境流量を考えるということの2つがある。また、水需要の管理主体の問題もある。水需要の精査・確認については、水収支、水の使われ方、流れ方など、を把握する必要がある。河川管理者には、早くデータを提出していただきたい。(部会長)

②一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・ 現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道へ転用されれば、大阪府が丹生ダム余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 3 回 利水部会（2003.4.14 開催）結果報告	2003. 4. 21 庶務発信
開催日時：2003 年 4 月 14 日（月） 13：30～16：30 場 所：大阪ガーデンパレス 2 階 桐の間 参加者数：委員 10 名、他部会委員 2 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 145 名	
1 決定事項：特になし。 2 審議の概要 ① 河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)に関する意見交換 部会長より、資料 2-1「説明資料(第 1 稿)検討の論点について」について、河川管理者より資料 2-3-3「利水の現況等に関する補足説明資料」について説明があり、意見交換が行われた。 ○全体的な意見 ・「大転換を提言した利水の部分が説明資料では非常に少ない。提言を真摯に受け止めて欲しい」「提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは」「河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき」等説明資料の利水部分の充実に関する意見が出された。 →「利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。協議会等を活用しながら 2、3 年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。」(河川管理者) ○水需要の精査確認について ・「必要度の差等を考慮した用途別の水需要の洗い直しまで踏み込むべき」「利水者の需要予測を精査すべき」「水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない」等の意見が出された。 →「用途別の需要について実測値を持たないため必要度の差を考慮することは難しい」「新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いをつけやっている」(河川管理者) ○水利権の用途転用について ・「部門間転用のほか複数自治体間での上水道同士の転用もありうるのでは」等の意見が出された他、資料中の“近年の実力評価”について「重要な部分であり、データと算出方法等を明記して欲しい」といった要望が出された。 ○水需要管理協議会、関係省庁との連携について ・「協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき」「関係省庁との連携の阻害要因を委員会と河川管理者とで検討すべき」等の意見が出された。 ② 一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者 1 名より、「生活用水の用途別の需要確認は困難ではないか」「渇水時における環境用水の用途転用はどのように考えているのか」等の発言があった。 以上	

※このお知らせは委員の皆様へ会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 2 回住民参加部会（2003.3.27 開催）結果報告	2003. 4. 3 庶務発信
開催日時：2003 年 3 月 27 日（木） 12:30～14:35 場 所：国立京都国際会館 2 階 R o o m B-2 参加者数：委員 11 名、他部会委員 1 名、河川管理者 8 名、一般傍聴者 24 名	
1 決定事項 ・各委員は、作業部会が本日提出した河川整備計画策定時における一般意見の聴取・反映についての案（資料 3）に対する意見を提出する。 ・各委員は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」についての意見（総論部分および各担当分野）を引き続き、次回部会までに提出する。 2 審議の概要 ① 第 18 回委員会以降の状況報告 資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに第 18 回委員会以降の状況、テーマ別部会の設立や今後の予定について説明が行われた。 ② 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換 資料 2-1「説明資料（第 1 稿）検討の論点について」をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後主に資料 2-1 の 18 頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。 ③ 住民参加に関する提言について 住民参加作業部会の川上リーダーより、資料 3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後“関係住民”の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。 ④ 今後の進め方について 作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言 030117 版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第 20 回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。 第 4 回住民参加部会の開催を 4/18 に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。 ⑤ 一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者 1 名から「一般からの流域委員会への質問や意見に対し回答していくと提言説明会で聞いたが、その後の進捗状況を教えてほしい」との発言があり、庶務より「現在いくつかの論点に分けて整理した冊子を作成中であり、近日中に出来上がる予定である」との回答があった。 以上	

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 3 回住民参加部会（2003.4.11 開催）結果報告	2003.4.15 庶務発信
開催日時：2003 年 4 月 11 日（金） 14:00～17:00 場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大・中ホール 参加者数：委員 12 名、河川管理者 17 名、一般傍聴者 40 名	
1 決定事項 ・ 第 4 回住民参加部会を、4 月 18 日（金）14:00～17:00 に大津市のピアザ淡海にて開催する。 ・ 各委員は、4 月 15 日（火）の午前中までに、i）説明資料（第 1 稿）と、ii）「一般意見の聴取・反映方法について（案）」（資料 3）についての意見を庶務に提出する。また、ii）に記載する「関係住民」の範囲（国民全体を含めるか否か）についての意見を早めに庶務に提出する。 ・ 各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について（案）」の修正版を次回部会に提出する。 2 審議の概要 ①委員会、他部会の状況報告 資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。 ②住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換 住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料 3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。 <主な話題> ・ 現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。 ・ サイレントマジョリティの捉え方について ・ 公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて ・ ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について ③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見交換 資料 2－1「説明資料（第 1 稿）検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料（第 1 稿）や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。 ⑤ 一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者からの発言はなかった。 以上	

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。